

今治市広告入り窓口用封筒の提供業務実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
今治市広告入り窓口用封筒の提供業務
- (2) 業務の目的
来庁者の各種証明書の持ち帰り用封筒として窓口に設置し、市民の利便性向上を図るとともに、地元事業者の育成振興に役立てることを目的とする。
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 市窓口での備付予定期間
令和7年2月1日から 令和10年1月31日まで（3年間）

2 応募要件

以下の条件をすべて満たす事業者に限ります。

- (1) 市民課業務についてその趣旨を十分に理解し、窓口用封筒に関する業務を適切に実施できること。
- (2) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (6) 令和6年9月6日時点で、人口が概ね15万人以上の自治体において、窓口用封筒等の提供に関する契約実績があること。
- (7) 2年以上の広告代理業務を行っていること。
- (8) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

3 応募方法

- (1) 応募期間
令和6年9月6日（金）から令和6年10月7日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類（各1部）
 - ア 今治市広告入り窓口用封筒提供申込書（様式第1号）
 - イ 今治市広告入り窓口用封筒の提供に関する企画提案書（様式任意）
 - ウ 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出期限前3か月以内に発行されたもの）
 - エ 応募事業者の事業所の所在地における完納証明書（直近事業年度で提出期限

前3か月以内に発行されたもの)

オ 応募事業者の事業内容がわかる資料（パンフレット等のほか、事業実績等を示すPR資料。様式は任意）

(3) 提出方法

応募期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。）により提出するものとします。

(4) 提出場所

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市役所 市民環境部 市民課

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却いたしません。

4 事業者の決定

募集期間終了後、市長は提出書類を審査し、事業者を決定します。ただし、複数の事業者が審査に合格した場合は、入札により事業者を決定いたします。

5 失格事項

応募事業者が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 応募要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (5) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 情報公開

(1) 市は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

(2) 次に掲げる事項について、今治市ホームページにおいて公表します。

- ア 業務名
- イ 契約期間
- ウ 選定した契約候補者の名称
- エ 担当課の名称

7 質問及び回答

- (1) 本件に関する内容等について質問がある場合は、上述の応募期間内に下記問合せ先に電子メールにて送信してください。電話、FAXによるご質問は受付いたしません。
- (2) ご質問に対する回答は、公表いたしません。

8 担当部署

今治市役所

市民環境部 市民環境政策局 市民課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL : 0898-36-1532

FAX : 0898-32-1020

E-MAIL : siminka@imabari-city.jp